

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務
- 2 履 行 場 所 岐阜県恵那市東野字山本地内
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目「水門設備(ダム用水門設備、河川用水門設備)」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和 7 年 12 月 4 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 令和 7 年 11 月 27 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年 12月5日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 契約書については、別添の請書によるものとします。

阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務

仕 様 書

令和 7 年 1 1 月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 業務の概要

本業務は、阿木川ダム選択取水設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため、保安ゲートの機能確認を行うものである。

1-3 業務場所

岐阜県恵那市東野字山本地内

1-4 履行期間

履行期間は雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月23日までとする。
なお、休日等には日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

1-5 履行条件

本業務の履行条件は、次表のとおりである。

なお、ダム運用状況（水質等）によって作業可能期間が変更になる場合がある。この場合は担当職員の指示に従うものとする。

設備名	内容	履行条件（作業可能期間）	備 考
選択取水設備 保安ゲート	機能確認	令和8年1月19日から 令和8年2月27日まで	

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の機能確認とする。

設備名	内 容	数 量	備 考
選択取水設備保安ゲート	機能確認	1 門	

2-2 提出図書

提出図書の部数及び提出時期は以下によるものとする。

(1) 現地作業前に提出するもの

- ・ 業務計画書 1 部

(2) 業務完了時に提出するもの

- ・ 業務報告書 1 部
- ・ 履行写真（CD-R または DVD-R） 1 部

2-3 貸与図書

本業務において、受注者からの申し出により次の資料を無償貸与する。

(1) 対象設備の完成図書

(2) 過去の点検整備報告書

(3) その他担当職員が必要と認めたもの

2-4 貸与品

本業務において、受注者からの申し出により次の機器を無償貸与する。

機器名	規格	数量	備考
ワイヤロープ	φ20 6×37 G/O G種 17m	2本	
転向シーブ	φ20用 PCD400	2個	
吊環	SS400	2個	

2-5 支給材料等

本業務において、次のものを無償支給する。

(1) 電力

① 設備の運転操作に必要な電力

② 業務に必要な低圧電力（ただし、引渡しが可能な場所に限る）

(2) 引渡し場所

岐阜県恵那市東野字山本地内 取水塔内

2-6 現場発生品

本業務の履行によって生じた現場発生品は、受注者の責任と費用負担で適切に処分するものとする。

2-7 水質の保全

本業務の履行にあたって、油や塵芥等の流出による水質汚染がないよう十分な対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに担当職員に連絡するとともに受注者の責任において速やかに流出油等の回収を行うものとする。

2-8 設備の操作

設備の運転操作は、事前に担当職員に連絡を行うものとする。

2-9 設計変更

業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、内容変更並びに請負代金の変更を行うことができるものとする。

2-10 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求）又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

2-11 潜水作業

(1) 潜水作業にあたっては、労働安全衛生法の規定に基づく高気圧作業安全衛生規則を遵守するものとする。また、潜水作業においては、作業計画を綿密に立て、作業員に対し対象施設の構造、作業内容についての教育を行い、安全に作業を行うものとする。

(2) 業務計画書に潜水計画を記載するものとする。

2-12 疑義等

受注者は、本業務実施にあたり設計図書に疑義等がある場合、速やかに担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 機能確認

第1節 履行条件

1-1 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙-1のとおりである。

1-2 履行条件

1. 作業前に担当職員と打合せを行い、工程の立案・管理を行うものとする。
2. 作業により塗膜に損傷を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により補修塗装を行うものとする。
3. 作業に必要な工具・材料等は、受注者が準備するものとする。
なお、現場内に保管している工具及び予備品を使用する場合は、事前に担当職員に連絡し、了解を得るものとする。
4. 選択取水設備の操作は、事前に担当職員に連絡し、了解を得たうえで行うものとする。
5. 潜水作業は、利水・緊急放流設備及び発電設備の放流を停止させた状態で行うものとする。
6. 作業にあたっては、取水塔内に工具・資機材等を落下させることがないよう必要な対策・養生等を行った後、慎重に作業するものとし、具体的な対策を業務計画書に記載するものとする。

なお、取水塔内に誤って工具・資機材等を落下させた場合は、速やかに担当職員に報告するものとし、受注者の責任と費用負担で落下物を回収するものとする。

第2節 機能確認

1. 機能確認は、選択取水設備下段扉に内蔵された保安ゲート（ウエイト式）の開力を測定し、設計値と比較したうえで正常に機能することを確認するものとする。受注者は、保安ゲート開力について、扉体重量、ワイヤロープ引張角度、回転軸抵抗、浮力等を考慮して設計値を算出し、その根拠を業務計画書に添付するものとする。
2. 機能確認作業は、潜水作業により、ワイヤロープ端部を保安ゲート扉体（下流側）2カ所（左右岸）に取り付け、扉体下流側のコンクリート壁に取り付けた転向シーブを介して開閉装置下部までワイヤロープを張り、気中に設置した荷重計で開力を計測することを原則とする。この作業に必要な転向シーブ、ブラケット及びワイヤロープ等の材料は、受注者が設置・撤去するものとする。
3. 機能確認は、保安ゲート扉体を可能な限り開けるものとし、その角度等については業務計画書に記載し、担当職員の了解を得るものとする。
4. 機能確認は、ワイヤロープで保安ゲート扉体の2カ所（左右岸）を引っ張る計画であり、作業においては扉体にねじれ等が生じないよう十分注意するものとし、具体的作業内容を業務計画書に記載するものとする。
5. 機能確認では、保安ゲート全閉位置及び開位置で保安ゲート開を検知するメッセンジャワイヤの移動量及びADコンバータの値を記録するものとする。
6. 保安ゲート開力の測定は、2回以上行うものとする。また、初回の開力測定値は、回転軸や扉体水密部等の固着によって2回目以降の測定値より高くなると想定されるため、点検整備業務報告書において解りやすく開力を比較するとともに考察を記載するものとする。

7. 機能確認時の貯水位は EL411.00m 付近を想定しており、潜水作業は水深 10m 程度を見込んでいる。ただし、ダム運用や気象状況によって貯水位が変わる場合があり、これにより作業条件が変更になる場合は、担当職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
8. 機能確認作業後、転向シーブのアンカーボルトは取水蓋に接触する恐れがあるため、原則として切断し、その部分を写真撮影するものとする。
9. 機能確認作業前後の選択取水設備を上限付近まで上昇操作する作業及び選択取水設備を運用位置まで下降させる操作は、本業務に含まない（別件）ものとする。

以 上

別紙－ 1

設 備 の 名 称		選択取水設備		
ゲ ー ト の 名 称		取水ゲート		
		上 段 扉	下 段 扉	取 水 蓋
場 所	水系名・河川名	木曽川水系・阿木川		
	地 名	岐阜県恵那市東野字山本地内		
製 作 据 付 会 社 名		日本鋼管(株)		
完 成 年 月		昭和 63 年 12 月		
門 数		1 門		
扉 体 ・ 戸 当 り 開 閉 装 置 放 流 管 付 属 設 備 塗 装 仕 様	ゲ ー ト 形 式	鉛直直線形多段式ローラーゲート（下段扉保安ゲート内蔵）		
	純径間×有効高	5.0 m × 65.7 m （5段）		
	水 密 方 式	前面3方ゴム水密		
	保 安 ゲ ー ト	-----	フラップゲート 開口幅3.3m×開口高1.75m	-----
	扉 体 敷 高	EL 345.000	-----	-----
	開 閉 方 式	1モータ2ドラム ワイヤロープウインチ式	1モータ2ドラム ワイヤロープウインチ式	1モータ2ドラム ワイヤロープウインチ式
	開 閉 速 度	0.3 m/min	0.3 m/min	0.3 m/min
	揚 程	49.0 m	55.62 m	3.7 m (1.3～5.0m)
	操 作 方 式	機側及び機側自動及び遠方（自動）	機側及び機側自動	機側及び上段扉連動
	動 力	常 用 電動機 3φ 440V 18.5kW × 1台	電動機 3φ 440V 18.5kW × 1台	電動機 3φ 440V 3.7kW × 1台
開 閉 装 置 放 流 管 付 属 設 備 塗 装 仕 様	予 備	-----	-----	-----
	動 力	常 用	水力発電 (2600KVA) 3φ 440V 60Hz	
	予 備		商用 3φ 440V 60Hz 予備発 (400KVA) 3φ 440V 60Hz	
	形 式 ・ 規 格	サイクロ減速機 HS-92-87 (Ⅲ)	サイクロ減速機 HS-92-87 (Ⅲ)	ウォーム減速機 WDRG-140-430 差動歯車装置 DFIG-90
	メ ー カ	住友重機械工業(株)	住友重機械工業(株)	阪神動力機械(株)
	制 動 機	電動油圧押上ブレーキ 電磁ブレーキ	電動油圧押上ブレーキ 電磁ブレーキ	電磁ブレーキ
	休 止 装 置	手動ピン挿込式（上部）5組/門・（下部）5組/門		-----
	形 式	-----	-----	-----
	寸 法	-----	-----	-----
	充水バルブ（主）	-----	-----	-----
管 付 属 設 備 塗 装 仕 様	充水バルブ（副）	-----	-----	-----
	ホ イ ス ト	3ton手動トロリーチェーンブロック 2台		
	点 検 操 作 台	取外し戸当り部分（左右側）		
	階 段 ・ 踊 場	同 上		
	ス ク リ ー ン	パネル型固定スクリーン 上部1基・底部1基		
	浮 棧 橋	水位追従式浮棧橋 1基		
	扉 体 ・ 戸 当 り	扉体 タールエポキシ樹脂系・取外し戸当り部分 エポキシ樹脂系		ステンレス鋼の為なし
	開 閉 装 置	フタル酸樹脂系	同 左	同 左
	付 属 設 備	エポキシ樹脂系	同 左	
	放 流 管	-----	-----	-----

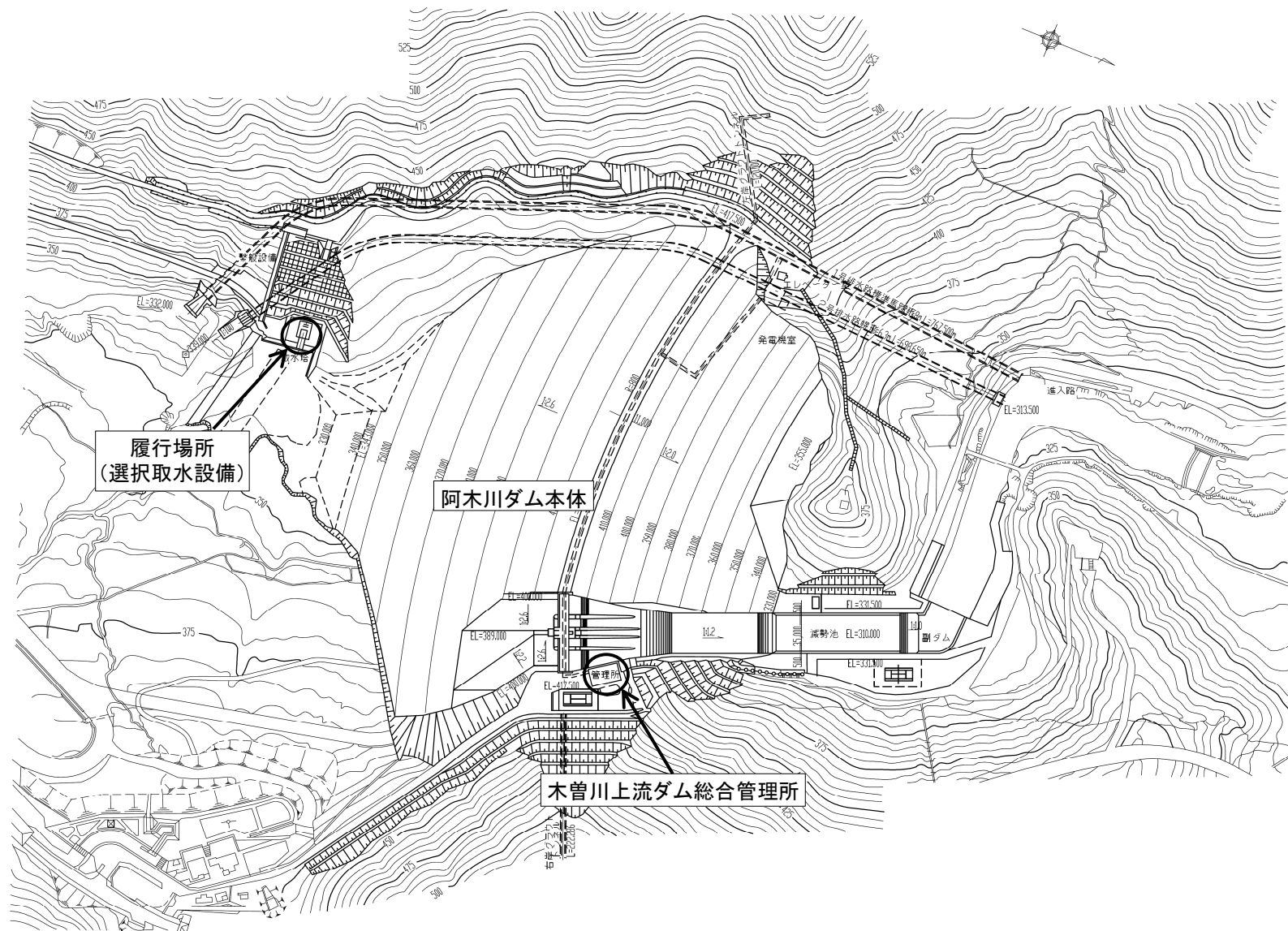
阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務

図 面

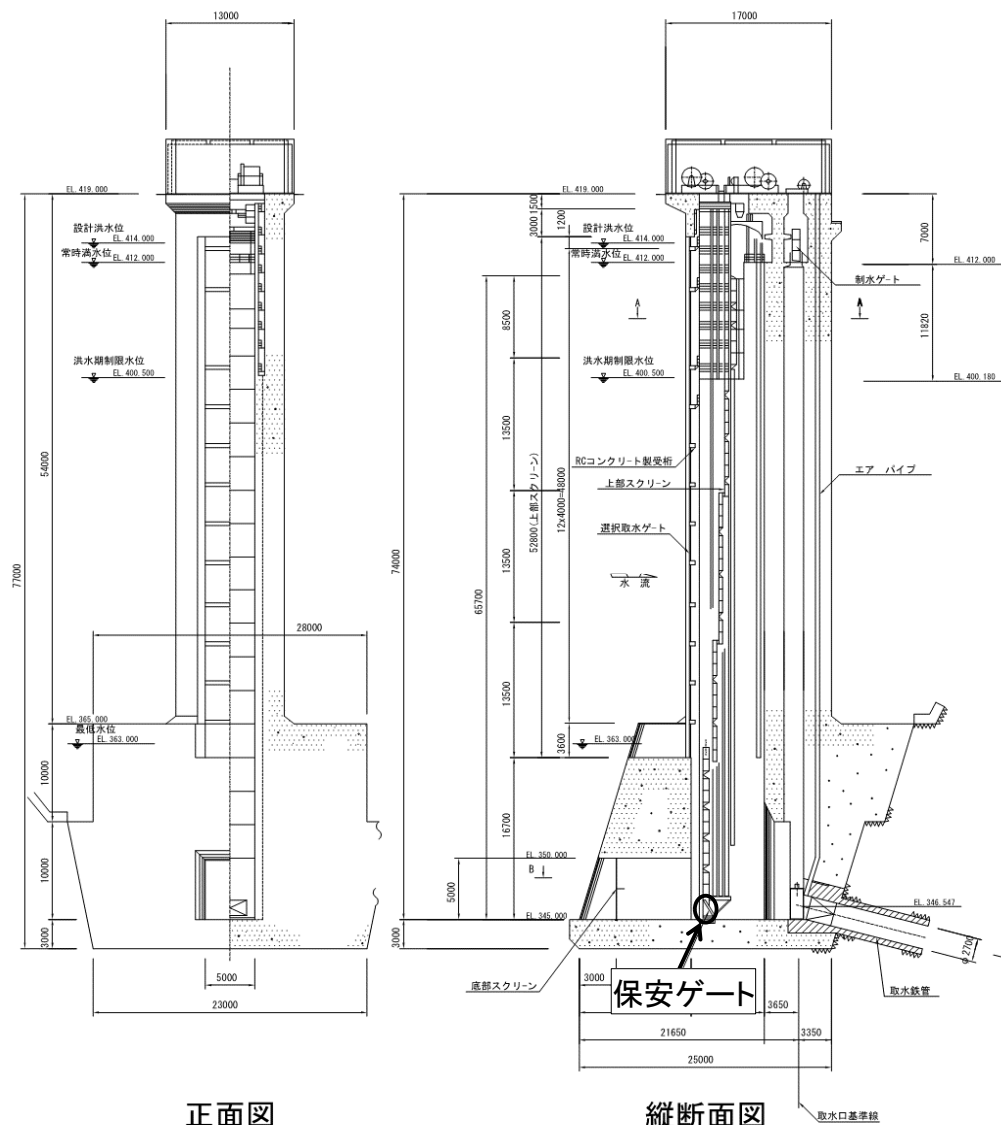
令和 7 年 1 1 月
独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務 図面目録

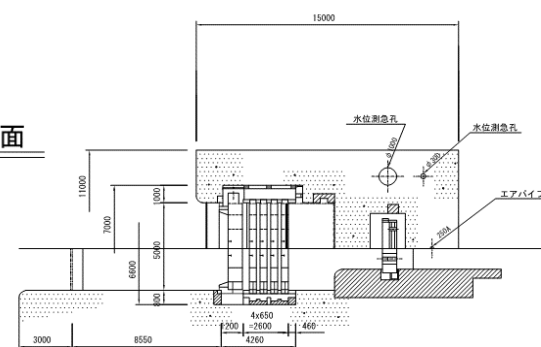
[illegible]



業 務 名	阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務		
名 称	阿木川ダム 平面図		
登録番号		整理番号	01
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所			



A-A断面



設計条件

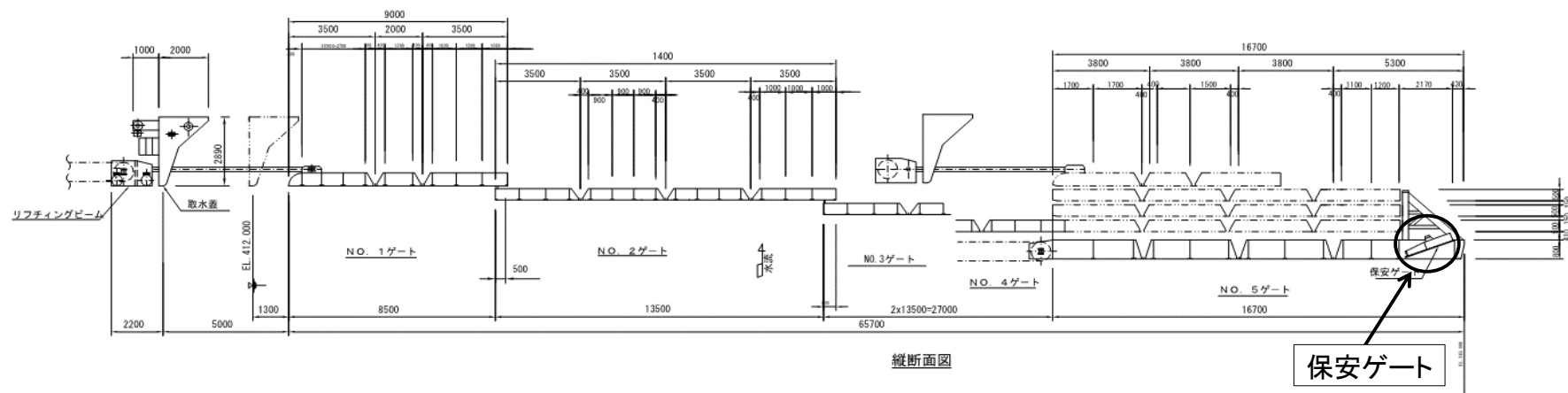
選択取水ゲート	
門 数	1 門
ゲート型式	鉛直直線形多段式ローラゲート (最下段扉に保安ゲート内蔵)
純径間x全高	5.0m x 65.7m
段 数	5 段
取水方式	選択取水(取水簀付)
取水範囲	EL. 412m~EL. 363m
取水量	最大 25m ³ /s(取水深 5m)
緊急放流量	最大 55.6m ³ /s (EL. 363.000以下で扉部より放流する)
開閉方式	リモ・タ 2ドラムワイヤロープワインチ式
開閉装置数	3台(上段扉用,下段扉用,取水簀用)
開閉速度	約 0.3m/min
操作方法	機側・遠方及び自動操作方式
操作水位差	1.5m
ゲート敷高	EL. 345.0 m
揚 程	49.0m(上段扉)・55.62m(下段扉)
許容応力	水門鉄管技術基準第2章第12条1項

制水ゲート	
門 数	1 門
ゲート型式	高圧スライドゲート
純径間x有効径	2.7m x 3.146m
水密方式	後面4方ゴム水密
開閉方式	リモ・タ 2ドラムワイヤロープワインチ式
開閉速度	約 1.0m/min
操作条件	水圧バランス開閉
操作方法	機側操作
ゲート敷高	EL. 345.0 m
揚 程	67m以上
許容応力	水門鉄管技術基準第2章第12条2項

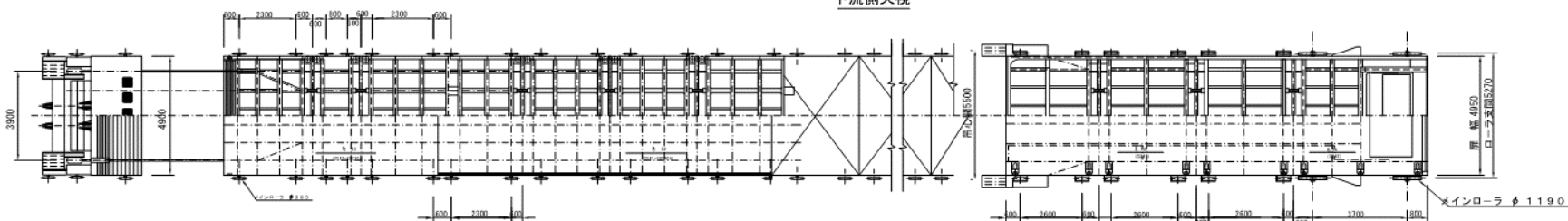
スクリーン	
上 部	設 置 数 1 基
部	型 式 バネル型固定式スクリーン
ス	構 造 縦リボルト組構造
ク	空 間 高 12.400m(EL. 414.000~ EL. 363.000)
リ	設計水位差 1.000 m
ン	面間寸法 45 mm
	受桁間隔 4.0 m
下 部	設 置 数 1 基
ス	型 式 バネル型固定式スクリーン
ク	構 造 縦リボルト組構造
リ	垂 直 高 5.000m(EL. 355.000~ EL. 345.000)
ン	設計水位差 4.000 m
	面間寸法 45 mm
	受桁間隔 2.5 m
	許容応力 水門鉄管技術基準第2章第12条1項第71条

取水鉄管	
型 式	全溶接鋼製埋設鋼管
管 内 径	φ 1,100mm
管 長	61.130m(DL長)
設計洪水位	EL. 414.0 m
常時満水時	EL. 412.0 m
風波浪高	1.2m
設計内圧	ケース1: (設計洪水位+風波浪高)から鉄管 中心までの標高差の水頭とする。 ケース2: 設計洪水から鉄管中心までの水頭+ 水撃水頭 ケース1及びケース2のいずれか大きい方の値を 設計内圧とする。
設計外圧	1. 浸透水圧…(常時満水位+風波浪高)から鉄管 中心までの標高差の水頭とする。 2. グラウト圧…4kgf/cm ² 3. コンクリート打設圧…0.64kgf/cm ² 4. 外圧に対する安全率…1.5以上
許容応力	水門鉄管技術基準第2章第12条

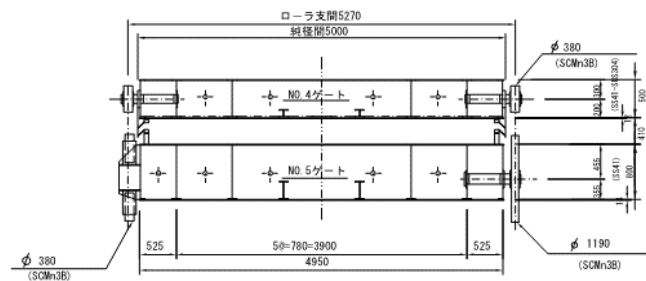
業 務 名	阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務		
名 称	阿木川ダム 選択取水設備 一般図		
登録番号		整理番号	02
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所			



下流側天視

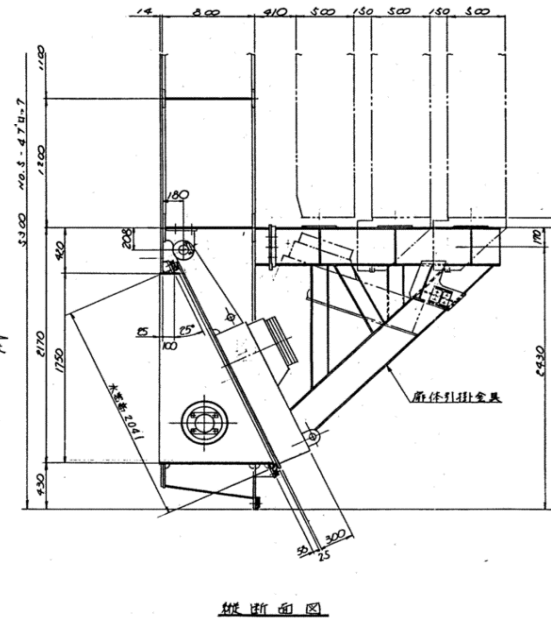
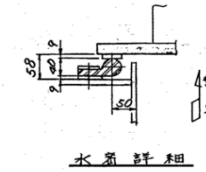
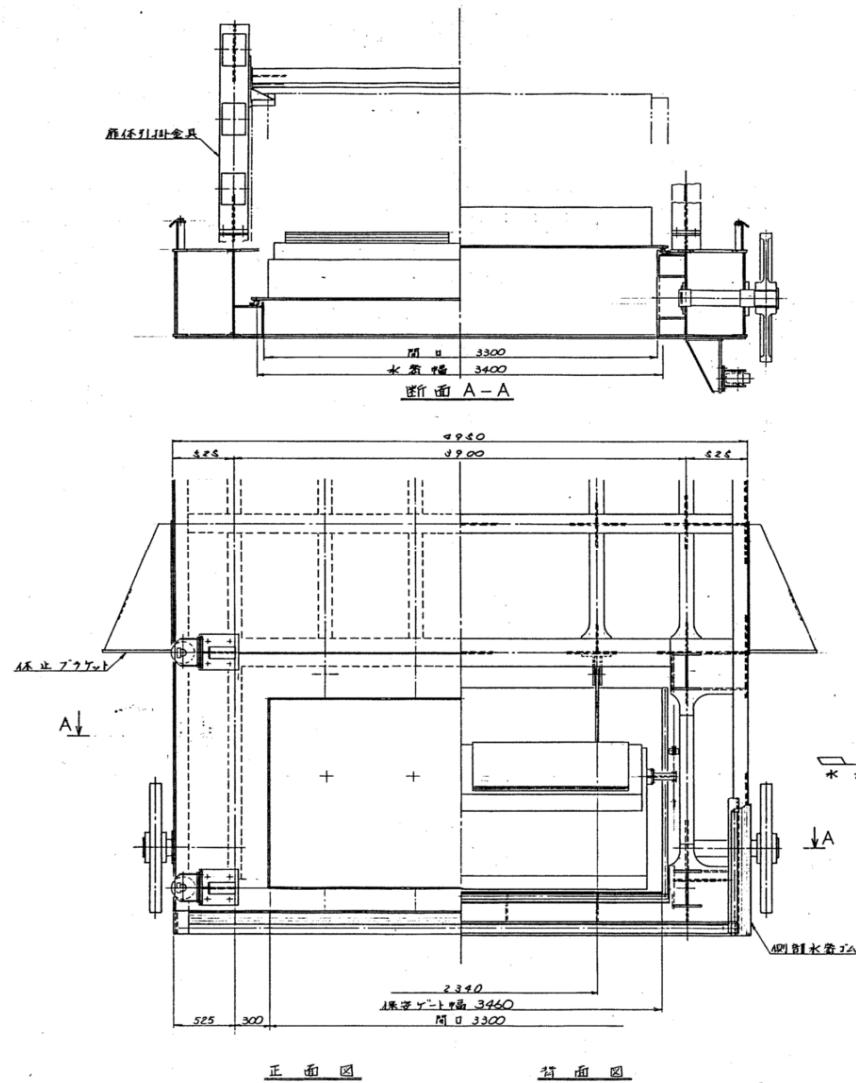


上流側天視



横断面図

業 務 名	阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務		
名 称	阿木川ダム 選択取水設備 扉体組立図		
登録番号		整理番号	03
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所			



業務名	阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務		
名称	阿木川ダム 保安ゲート組立図		
登録番号		整理番号	04
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所			

阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務

参 考 資 料

- 参考資料－1 業務参考数量
参考資料－2 概略業務工程表

この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は履行条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、履行方法、安全対策等、業務を遂行するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

令和7年11月

独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

参考資料－1 業務参考数量

材料費

名 称	規 格	単位	数量	備考
アンカーボルト	M16×285 全ネジ	本	8	
ケミカルアンカー	AP-16	本	8	
補助材料費(率分)	ダム用水門設備	式	1	

直接経費

区 分	規 格	単位	数量	単価	合計額	備考
潜水機材	ブーカー潜水にかかる機材賃料。潜水機材:コンプレッサー、予備タンク、水中電話、水中カメラ	日	3	50,000	150,000	
水中用リフター	AL 1000	台・日	2	8,000	16,000	
荷重計	電子式吊り秤。ひょう量5t	台・日	4	50,000	200,000	
直接経費(率分)	ダム用水門設備	式	1	-	-	

直接労務費

区 分	規 格	単位	労務工数	備考
保安ゲート機能確認	点検整備工	人	4	機械設備据付工準用
	潜水土	人	4	
	潜水連絡員	人	2	
	潜水送気員	人	2	

共通仮設費

区 分	規 格	単位	数量	金額	備考
共通仮設費(率分)	ダム用水門	式	1	-	
派遣費		式	1	-	

参考資料－2 概略業務工程表

業務名 阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務

工 種		単位	数量	令和7年	令和8年			備 考
				12月	1月	2月	3月	
業務計画書等作成		式	1					
現地履行		式	1					現地作業は3日
報告書作成		式	1					
制約条件	年末年始	—						令和7年12月29日～ 令和8年1月3日
	履行条件	—						令和8年1月19日から 令和8年2月27日まで

請 書（案）

1 件 名 阿木川ダム選択取水設備保安ゲート機能確認業務

2 場 所 岐阜県恵那市東野字山本地内

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和8年3月23日

4 請負代金額 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年11月20日に交付された 阿木川ダム選択取水設備保安ゲート
機能確認業務 の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。